

平成22年度から市民税・県民税はこうなります

●上場株式等の配当所得について申告分離課税の選択が可能になりました

配当所得は総合課税の対象となっていますが、平成21年1月1日以降に支払いを受けるべき上場株式等の配当所得(一定の大口株主などが受けるものを除く)について、申告分離課税を選択できるようになりました。

ただし、申告する配当所得は、その全額について、総合課税を選択するか、申告分離課税を選択するかを統一しなければなりません。申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。

①上場株式等の配当所得の税率が軽減されます

平成21年1月1日～平成23年12月31日の上場株式等に係る配当所得に対する源泉税率が、10%(市県民税3%、所得税7%)に軽減されます。

※平成24年1月1日以降の税率は、20%(市県民税5%、所得税15%)です。

②損益通算と繰越控除が可能になります

上場株式等の配当所得について、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失(過去3年以内に生じた損失を含む)との間で、損益通算が可能になります。

〈総合課税と申告分離課税の比較〉

	総合課税	申告分離課税	
		平成23年12月31日まで	平成24年1月1日から
市県民税の税率	10%	3%	5%
所得税の税率	累進課税	7%	15%
配当控除の適用	あり	なし	
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり	

●公的年金を受給し給与所得のある65歳未満の人の市県民税の徴収方法が変わりました

平成21年度については、公的年金等に係る市県民税は普通徴収(納付書による納付)でしたが、平成22年度からは、公的年金等に係る市県民税も、給与所得に係る市県民税と合算し、特別徴収(給与からの天引きによる納付)します。

●市県民税の住宅ローン控除の申告は必要ありません

年末調整や確定申告で所得税の住宅ローンの申告を行うと、市に申告書を提出しなくても、市県民税からの住宅ローン控除も受けられるようになりました。

問い合わせ先 市民税課(☎0848⑥76031 ①0848⑥76132)

6/23水～29火 男女共同参画週間

話そう、働こう、育てよう。
いっしょに。

男性と女性が、それぞれの個性と能力を發揮できる男女共同参画社会。その実現のためには、行政だけでなく、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。

男女共同参画講演会

と き 6月21日(月)10時～11時30分
と ころ リージョンプラザ 文化ホール
内 容 落語&トーク
演 題 すべての人が自分らしく生きていくために
講 師 タイニィ エッグズ
定 員 400人(先着順)
参加費 無料



みんなの男女共同参画講演会

と き 6月27日(日)13時30分～15時
と ころ 市民福祉会館5階
内 容 レストラン経営の体験から、命をいただくことを意識して食べることの大切さを、また二人の息子の子育て体験から、心に届く言葉を語りかける
演 題 日々の中の大切なこと
講 師 木村方子さん
定 員 150人(先着順)
参加費 無料



問い合わせ先 青少年女性課(☎0848④9234 ①0848⑥75912)